

地域密着型金融の取組み

1 経営改善支援の取組み実績

地域密着型金融において、当金庫では通常の融資管理の強化に止まらず、重点的に経営改善を支援する対象を抽出し経営改善支援先として取組みを行っております。中小企業の様々な成長段階にあわせてきめ細かい支援は、地域密着型金融の不可欠な要素であります。金融機関の有するコンサルティング機能や情報提供機能を活用して財務改善指導や再生計画策定に関与した先のほか、公認会計士による企業経営相談先、本部ヒアリング先、当金庫からの人材派遣先等を対象に経営改善支援取組み先として支援を強化しております。

平成21年度の取組み実績は下表のとおりとなっております。

【21年4月～22年3月】

(単位：先数)

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先	のうち期末に債務 者区分がランクア ップした先数	のうち期末に債務 者区分が変化しな かった先	のうち再生 計画を策定し た先数	経営改善支援 取組み率 = / A	ランクアップ率 = /	再生計画策定率 = /
正 常 先	1,773	10		7	-	0.6%		0.0%
要 注 意 先	うちその他要 注 意 先	565	103	3	93	18.2%	2.9%	47.6%
	うち要管理先	1	1	-	1	100.0%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	47	10	1	7	6	21.3%	10.0%	60.0%
実質破綻先	66	1	-	1	1	1.5%	-	100.0%
破 綻 先	19	-	-	-	-	0.0%	-	-
小計(～の計)	698	115	4	102	57	16.5%	3.5%	49.6%
合 計	2,471	125	4	109	57	5.1%	3.2%	45.6%

注) 期初債務者数及び債務者区分は21年4月初時点まで整理しております。
債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は に含めるもの に含めません。
期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は に含めます。
期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。
期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めません。
には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
「再生計画を策定した先数」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

2 地域密着型金融推進事項

1 ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

<経営改善支援>

公認会計士による企業経営相談

取引先の経営改善支援及びランクアップを目的として、財務の専門家である公認会計士による企業経営相談を平成17年度より実施し、これまで合計で195先が相談を受けております。平成21年度は相談先33先のうち1先がランクアップしました。取引先中小企業の中には、経営者が財務面に弱く相談相手が金融機関と税理士だけという企業も多くあります。公認会計士の指導内容を参考に改善傾向にある企業もあり、一定の成果は出ていると考えられます。

取引先企業の本部ヒアリング

資金繰りや業況の把握及び経営指導を目的に平成8年度より、代表者および経理担当の方々と当金庫融資部役員が面談し、経営全般についてのヒアリングを実施しております。平成21年度は貸出残高の上位先から選抜した7社について実施しました。定期的ヒアリングの実施によりヒアリング先企業では自社の資金繰り管理や業況管理を綿密に行うようになるほか、経営者の経営改善に対する意識改革にもつながってきております。

あきしん経営塾

平成21年度まで、80名の若手経営者及び企業後継者が受講しました。受講者企業に対し即効的な効果をもたらすものではありませんが、経営者としての意識改革や自己啓発を促されたとの評価を得ております。講座終了後も定期的に講演会等を開催しフォローアップを行なう中で当金庫を介し受講者の皆様の人脈形成となり、また長期的視野に立った地域経済活性化に寄与するものと考えております。



ビジネスマッチ東北への参加

平成21年11月11日(水)宮城県の「夢メッセみやぎ」を会場に開催された「ビジネスマッチ東北2009」に当金庫推薦企業26社が出席し、当日は当金庫の職員も参加し運営に携わりました。推薦企業26社のうち、商談が行われたのが14社、商談成約が6件という成果がありました。

ビジネスマッチングの成約実績はまだ少ない状況にありますが、取引先企業の販路拡大等、新たなビジネスの可能性に貢献することを目的に今後も積極的に取組みして参ります。

2 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

<担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み>

中小企業サポートローン

地域中小企業の資金繰り円滑化および営業店長の目利き力向上を目的として、資金使途を運転資金に限定し、第三者保証人及び担保不要の「中小企業サポートローン」を引き続き平成21年度も販売しました。平成21年度の実績は、実行件数403件、実行金額1,679百万円となり多くの中小企業の皆様にご利用いただき、またスピーディーな実行により資金繰りに成果がありました。

3 地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

<地域活性化につながる多様なサービスの提供>

地元商店街が主催する「ハロウィーン・パレード」への支援

秋田駅前支店2Fで行っている英会話教室「あきしんカルチャーバンク(ママと子供の英語の時間)」の受講生にハロウィーンを体験させようと、同支店近隣の仲小路振興会の協力を仰ぎ、平成16年に「第1回ハロウィーン・パレード」を誕生させました。翌年、仲小路振興会より、「商店街が主催し、活性化のために地域の恒例行事にしたい」という申出があり、それ以来、当金庫は協賛という形で全面的にバックアップしております。平成21年度は「あきしんカルチャーバンク」受講生親子約130名を中心に総勢470名が仮装をして参加し、当金庫職員も実行委員やスタッフとしてパレード運行、出発セレモニーなどの役割を担いました。仲小路商店街の恒例行事として定着してきたほか市民にも認知されてきており、地元商店街活性化のために一定の成果があったのではないかと考えております。今後も地域の子供たちに夢を与え、商店街に子供たちのかわいい笑顔があふれる「ハロウィーンパレード」を応援して参ります。

3 中小企業金融円滑化法への取組み実績

厳しい経済金融情勢や雇用環境を受けて、金融機関から事業資金や住宅資金の借入を受けている中小企業者や個人が債務の弁済に困窮しているという事情を踏まえ平成21年12月4日「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)が施行されました。この法律では、「中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善または再生の可能性その他の状況や、当該住宅資金借入者の財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減させるために必要な措置を取るよう努めること」という努力目標が、金融機関に課されることとなりました。また、同法は平成23年3月31日を期限とする時限立法ですが、同法を含む金融円滑化への対応について恒久的な取組みが求められ、法律の実効性を高めるため条件変更等の申込み(口頭によるものを含む)を受けた貸付債権の数および額や、申込みを受けた条件変更等の取下げ・謝絶理由等について、開示が求められることになっております。

当金庫では、地域金融円滑化のための取組み方針や具体的な態勢整備および他金融機関との緊密な連携を、「地域金融円滑化のための基本方針」として掲げ取り組んでおります。

地域金融円滑化のための基本方針

秋田信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 本基本方針のほか、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化に係る管理態勢を整備しました。
- (2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援等を行うため、平成22年1月4日に金融円滑化チームを融資部内に設置し、融資部担当理事を金融円滑化管理責任者に任命するとともに人員を配置しました。
- (3) 各営業店に貸付条件の変更等に関するご相談窓口を平成22年1月4日に設置し、各営業店長を営業店相談窓口責任者に任命しました。
- (4) 職員に対し、お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修を、今後も継続して行うこととしました。
- (5) より専門的な視点でお客様への経営改善支援等を行うため、公認会計士による企業診断および経営相談(無料)を、今後も定期的に継続して開催することとしました。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

秋田信用金庫 総務部 電話番号 018-866-6171

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項の規定に基づき、同法第4条から同法第6条までに規定されている方針及び体制の概要に関する事項、並びに同法第4条及び同法第5条の規定に基づく措置の実施状況について公表いたします。

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 取組み方針
 - (1) 地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
 - (2) 貸付条件変更等の申込みに対して当金庫から条件をご提示する場合には、その内容を可能な限り速やかにお客様にご提示し、充分に説明いたします。また、やむをえず貸付条件変更等の申込みをお断りする場合には、その理由を可能な限り、具体的かつ丁寧にお客さまに説明いたします。
 - (3) 中小企業者のお客さまへの対応
貸付条件変更等をお客様と協議する際は、お客様からのご要望に基づき、経営改善計画の策定をご支援いたします。また、策定された経営改善計画については、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて助言等のご支援をいたします。
お客様が依頼された事業再生ADR解決事業者より、当該手続きの実施依頼の確認があった場合には、迅速な紛争解決に向けて適切な対応を図ります。また、株式会社企業再生支援機構からの債権買取り申込みや、事業再生計画に基づく債権の管理または処分することの同意の求めがあった場合には、適切な対応を図ります。
中小企業再生支援協議会を通じた事業再生手続きに関する要望を受けた場合には、事業の改善や再生の見通しを検証し、適切な対応を図ります。
貸付条件変更等の履歴があることを理由に、新規融資又は新たな貸付条件変更等の申込みをお断りすることはございません。
 - (4) 住宅ローンご利用のお客さまへの対応
お客さまから貸付条件変更等の申込みをお受けした場合には、お客さまの将来にわたる無理のないご返済に向けて、お客様の財産及び収入の状況を十分に勘案しきめ細かくご相談するなど適切な対応を図ります。

2. 他の金融機関等との緊密な連携

- (1) 他の金融機関からご融資を受けておられるお客さまから、貸付条件変更等の申込みを受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に他の金融

機関と相互に貸付条件等に係る情報を確認し緊密な連携を図ります。

- (2) お客さまが貸付条件変更等をお申込みした他の金融機関(公庫及び信用保証協会を含む)から、お客様の貸付条件変更等に係る情報の照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に適切な対応を図ります。
- (3) お客さまが貸付条件変更等をお申込みした他の金融機関(公庫および住宅金融支援機構等を含む)が、お客さまの貸付条件変更等のお申込みに応じたことを確認した場合には、できる限り貸付条件変更等に応ずるなど適切な対応をはかります。
なお、(1)-(2)への対応に際しましては、独占禁止法違反行為とならないよう十分留意いたします。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な体制整備を図っております。

1. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた体制整備

- (1) 受付体制の整備
お客さまからの貸付条件変更等に係るご相談やご要望、及びお申込み等に迅速に対応するため、営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置しております。また、貸付条件変更等に係るご質問やご相談等をお受けする「専用電話」を本部に設置しております。
金融円滑化相談等専用電話 018-866-6171
秋田信用金庫 融資部「金融円滑化チーム」
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- (2) 責任者および担当者の配置
お客さまからの貸付条件変更等に係るご相談やご要望、及びお申込み等に適切に対応するため、「管理責任者」「担当者」を配置しております。

部署	所管名	担当者
本部	金融円滑化管理責任者	融資部 担当理事
	金融円滑化担当者	融資部 金融円滑化チーム
営業店	金融円滑化相談窓口責任者	営業店長
	金融円滑化相談窓口担当者	融資役員・融資担当

- (3) 貸付条件変更等に係る管理
お客さまからの貸付条件変更等のお申込みにつきましては、営業店の融資担当者が正確かつ詳細に記録するとともに、金融円滑化相談窓口責任者(営業店長)に速やかに報告します。
金融円滑化相談窓口責任者(営業店長)は、報告された内容を的確に捉え、適切な指示・指導を与えるほか、対応状況や進捗状況を適切に管理します。
営業店の対応状況等は、金融円滑化管理部門(金融円滑化チーム)に逐次報告されるほか、これに基づき金融円滑化管理部門が実績管理や必要な指示・指導等を行います。

営業店及び金融円滑化管理部門の対応状況等は、金融円滑化管理責任者（金融円滑化管理部門担当理事）が逐次状況を把握し、必要な指示・指導等を行うほか、定期的又は必要に応じて金融円滑化管理機関（常務会）に報告します。

2. 金融円滑化管理に係る体制と役割

当金庫では、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を策定いたしました。

(1) 理事会

金融円滑化管理に係る最終意思決定機関として、金融円滑化に関する管理方針を定め、本方針に基づき金融円滑化管理規程を策定いたしました。

金融円滑化管理方針の周知徹底を図るとともに、本管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理体制を整備するとともに、必要に応じて管理体制の改善を図ります。

(2) 常務会

常務会は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議いたします。

金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、必要に応じて管理体制の改善を図ります。

(3) 金融円滑化管理責任者（金融円滑化管理部門担当理事）

金融円滑化管理責任者は、中小企業者からの新規融資や事業性資金に係る貸付条件の変更等に関する相談または申込み、住宅資金借入者からの住宅資金に係る貸付条件の変更等に関する相談または申込みについて適切に対応が行われるよう具体的な施策を実施します。金融円滑化管理責任者は、関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、金融円滑化が適切に行われるよう管理いたします。

金融円滑化管理責任者は、関係業務部門及び営業店等において金融円滑化関連情報を収集し、その内容を分析するとともに、その分析結果をもとに関係業務部門及び営業店等に対し指導監督を行います。

(4) 金融円滑化管理部門

金融円滑化管理部門を融資部、金融円滑化管理に関する担当部署を金融円滑化チームとし、「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」に基づき、金融円滑化管理に関する施策を円滑に実行いたします。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

お客さまからの融資のお申込みや貸付条件変更等のお申込みに係る苦情相談の受付体制

1. 苦情相談窓口

苦情相談等専用電話 018-866-6171
秋田信用金庫 総務部
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

2. 記録の作成・保存

苦情相談等については、その内容を適切に記録・保存いたします。また、当金庫全体で問題を共有し、改善につとめてまいります。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

貸付条件変更等を実施した後も、金融円滑化管理部門と営業店が連携し、お客さまの経営改善を支援してまいります。

1. お客さまへのきめ細かな経営改善支援を行うための体制
金融円滑化チームを融資部内に設置し、営業店と連携して、お客さまの経営相談や経営指導及び経営改善にきめ細かく真摯に取組んでまいります。

2. お客さまの事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修等の実施

定性的な非財務情報の適正な評価をはじめとして、お客さまの技術力や成長性、収益性等を適切に見極めるため、職員に対し目利き力向上のための集合研修を継続的に実施してまいります。

3. より専門的な視点でお客さまへの経営改善支援を行うため、公認会計士による企業診断および経営相談を継続してまいります。

4. お取引先事業所が保有する「強み」をお取引先とともに見極め、販路開拓（ビジネスマッチング）につながる取組みを行ってまいります。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

別表1 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	451	1,104
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	232	575
うち、実行に係る貸付債権の額	12	370
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	220	204
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	219	529
うち、実行に係る貸付債権の額	40	316
うち、謝絶に係る貸付債権の額	97	97
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	78	77
うち、取下げに係る貸付債権の額	2	37

別表3 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	27
うち、実行に係る貸付債権の額	0	27
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

別表5 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	179	829
うち、実行に係る貸付債権の額	0	304
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	23
うち、審査中の貸付債権の額	179	412
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	89

別表2 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	39	145
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	13	56
うち、実行に係る貸付債権の数	3	50
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	10	6
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	26	89
うち、実行に係る貸付債権の数	7	65
うち、謝絶に係る貸付債権の数	5	5
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	13	13
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	6

別表4 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	6
うち、実行に係る貸付債権の数	0	6
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0

別表6 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	15	77
うち、実行に係る貸付債権の数	0	27
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2
うち、審査中の貸付債権の数	15	38
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	10